

令和 7 年 2 月 1 2 日

入札参加停止措置について

長浜市入札参加停止基準要綱に基づき、次のとおり入札参加停止とする。

- 1 入札参加停止業者
株式会社かんでんエンジニアリング
大阪府大阪市北区中之島六丁目 2 番 2 7 号
- 2 入札参加停止の期間
令和 7 年 2 月 1 2 日から令和 7 年 6 月 1 1 日まで（4 か月）
- 3 入札参加停止の理由
長浜市入札参加停止基準要綱第 3 条・別表第 2 第 9 号（2）イに該当
（建設業法違反行為）

令和 7 年 2 月 4 日付けで、国土交通省近畿地方整備局が株式会社かんでんエンジニアリングに対して、建設業法に基づく 2 2 日間の営業停止命令を行ったため。

長浜市入札参加停止基準要綱 別表第 2

措置要件	期間（か月）
（建設業法違反行為）	
9 有資格業者等が建設業法の規定に違反し、次に掲げる処分等をされたとき。	
（1） 市発注の工事等において、建設業法に違反し、下記のアからエまでに該当したとき。	
（略）	
（2） 9（1）以外の場合で、有資格者等が滋賀県内において行った行為等について、下記のアからエまでに該当したとき。	
ア 建設業法に違反し、有資格業者等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	6
<u>イ 建設業法に違反し、監督官庁から 1 5 日以上営業停止処分を受けたとき。</u>	<u>4</u>
ウ 建設業法に違反し、監督官庁から 1 5 日未満の営業停止処分を受けたとき。	3
エ 建設業法に違反し、指示処分を受けたとき。	2